



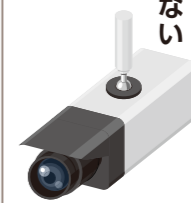
平成31年2月の
身近な犯罪発生件数 6件
1 万引き 2件

柏屋警察署

- ② 空き巣 1件
- ③ 部品ねらい 1件
- ④ 車上ねらい 1件
- ⑤ 自転車盗 1件

万引きは犯罪です！

万引きをしない
させない
見逃さない



① 部品ねらい
車上ねらいに注意
対策1 車に防犯装置をつけ
ましよう。
対策2 車内の荷物は置いた
ままにしないように
しましょう。
※人目につく場所でも被害は発
生しています。「自分だけは
大丈夫」という油断は禁物です。
柏屋警察署
☎939・0110



柏屋南部消防本部

第1回甲種防火管理新規講習
受講案内

甲種防火管理の新規講習を受
講しませんか。
日 時 6月6日(木) 7日(金)
10時~17時
※受付開始は9時30分からです。
場 所 柏屋南部消防組合
消防本部 4階研修室

① 講習申込用紙(要押印)
※申込用紙は、柏屋南部消防組
合消防本部予防課危険物係、
南部消防署、中部消防署にあ
ります。ホームページからも
ダウンロードできます。
② 受講料(5千円)
③ 写真1枚(縦3cm、横2.5cm、
6か月以内に撮影された正面、
無帽、無背景の上半身像。裏
面に氏名を記入。)

④ 本人確認ができるもの(運転
免許証、マイナンバーカード
などの提示)
⑤ 修了証などの写し
※講習科目の一部を減免される
人のみ消防設備点検資格者
免許状取得者、自衛消防業務
講習修了者
申込期間
5月13日(月)~6月4日(火)
8時30分~17時
土日祝日を除く
甲 柏屋南部消防組合消防本部
予防課危険物係
☎935・1167



自動車税の納期内
納付をお願いします

福岡県からのお知らせです。
自動車税の納税通知書を4月
末ごろから順次発送しています。
自動車税は、銀行・郵便局な
どの金融機関・指定のコンビニ
エンスストアでも納税できるほ
か、LINE Pay 請求書支払「J」
機能による納付やインターネット
を利用したクレジットカード
による納税もできます。
納付期限内の納税にご協力を
お願いします。
納付期限 5月31日(金)まで
福岡県東福岡県税事務所
☎641・0236

6月1日は
「人権擁護委員の日」

人権擁護委員の日を迎えるに
あたり、全国一斉「人権擁護委
員の日」特設人権相談所を開設
します。町の身近な相談パート
ナーである人権擁護委員が、家
庭内の悩みごとや隣近所とのト
ラブル、いじめや差別などの相
談に応じます。
秘密は厳守されますので、お
気軽にご相談ください。

開設日 6月6日(木)
13時~16時
場 所 須恵町福祉センター
相談料 無料
福岡法務局人権擁護部内
福岡人権擁護委員協議会
☎722・6199

コミュニティカフェ
すまいる

高齢者(特に認知症の人)やそ
の家族が住み慣れた地域で安心
して生活していくために、「楽し
める場」相談できる場「学び合
える場」仲間づくりの場」を提
供します。どなたでも、お気軽
にご参加いただけます。
日 時 5月21日(火)
14時30分~16時
場 所 介護老人保健施設
ニューライフ須恵 通所リハ
ビリテーションルーム
〒正信会水戸病院第2駐車場前
参加費 100円
介護老人保健施設
ニューライフ須恵
☎937・1055

後期高齢者医療
広域連合から
歯科健診のお知らせ

後期高齢者医療広域連合では、
次の被保険者を対象に、後期高
齢者の口腔機能低下や肺炎など
の疾病を予防するため、歯科健
診を実施します。
診を実施します。
対象者
昭和18年4月1日~昭和19年
3月31日生まれの76歳になる
人(長期入院者や施設入所者
を除く)
※例外として、2020年12月
までに限り、77歳以上になる
被保険者で、歯科健診を希望
する人も受診できます。た
だし、平成30年度に受診した
人は受診できません。
受診期間 6月~12月
(歯科医院の休日を除く)
受診券の送付時期
5月下旬ごろに広域連合か
ら郵送します。
受診方法
必ず、送付した受診券に同封
している歯科健診実施医療
機関に予約の上、受診して
ください。
受診時に持っていくもの
・受診券(記入して実施医療機
関へお持ちください)
・被保険者証
・受診料300円
福岡県後期高齢者医療広域
連合お問い合わせセンター
☎651・3111
FAX 651・3901
ホームページは
「コチラ」



http://www.sue-sho.com/

労働保険年度更新の
お知らせ

労働保険は、労働者が業務
上や通勤途中に災害にあった
場合、あるいは失業した場合
に保険給付を行う制度です。
農林水産の事業の一部を除
き、労働者を1人でも雇用し
ている事業主は、法定期(6
月1日~7月10日)までに労働
保険の申告・納付手続きを行
うことになっています。
須恵町商工会では、労働保
険の事務委託を受け付けてい
ます。申告方法や労働保険料
の計算など、詳しくは問い
合わせください。
なお、雇用保険について、令
和元年度(4月1日~令和2年
3月31日)の保険料率に変更は
ありません。

軽減税率対策補助金が
用意されています
九州経済産業局からのお知
らせです。
今年の10月1日に予定され
ている消費税率引き上げの際
には、軽減税率制度が実施さ
れ、税率8%と10%、双方の商
品を取り扱う事業者はさまざ
まな対応が必要になります。
こうした事業者を支援する
ため、国において軽減税率に
対応するためのレジや受発注
システム、請求書の発行を行
うシステムの改修・導入に対す
る補助金が用意されています。
早めに対応していただきま
すよう、お願い申し上げます。
軽減税率対策補助金事務局
☎0120・398・111
http://kthojo.jp/
※独立行政法人中小企業基盤
整備機構が設置する回線で
す。
受付時間 9時~17時
(土日祝日を除く)
☎932・6700



2019年度
県政モニター

福岡県が行なっているさまざ
まな取り組みについてご意見・
ご提案をいただく県政モニタ
ーを募集します。
任 期 県政モニターを委嘱
する日~2020年3月末ま
で
活動内容 アンケートの回
答(6回程度)、県政への提案
(ご意見がある人のみ随時)
※活動は、全てインターネット
を利用して行います。
応募資格 県内在住の18歳以
上(平成31年4月1日現在で、
インターネットの利用および
電子メールの送受信ができる
人
※国・地方公共団体の議員、常
勤の公務員、平成29・30年度
県政モニター経験者を除く
定 員 400人
申込方法 福岡県ホームペ
ージ電子申請コーナーまたは電
子メールで申し込み
電子メールで申し込み場合
①住所(郵便番号を含む)
②氏名(ふりがな)
③電話番号

④年齢平成31年4月1日現在
⑤性別
⑥職業
⑦メールアドレス
⑧志望動機(100字以内)
⑨モニター募集を知った媒体
(市町村広報誌、新聞、テレ
ビなど)をご記入の上、お申
し込みください。
申込先
・電子メール
monitor@pref.fukuoka.jp
・県ホームページからの電子
申請「福岡県県政モニター募
集」で検索
申込期限 5月31日(金)まで
謝 礼 活動実績に応じ、ク
オカード(上限3千円)を進呈
福岡県県民情報広聴課広聴係
☎643・3103
ホームページは
「コチラ」



問...問い合わせ先

問...申込先 問...問い合わせ先